



アヤマ

Contents

1-2 アンテナ

- ・よかばい・かえるばい企業、参加事業所募集／福岡県
- ・「STOP！死亡災害 安全第一 先取り運動」を実施／福岡労働局
- ・「日曜労働相談会」を実施／福岡県

3 第80回定時会員総会、特別講演会を開催

4 職場における熱中症対策の強化について

5 経団連調査

- ・(一社)日本経済団体連合会 集計
- 2025年 春季労使交渉・大手企業業種別回答状況

6 世間漫録

7-8 いまこそ「三方よし」の社会経済学

- 2 「トランプ関税」はグローバリズムの帰結である (公財)人権教育啓発推進センター 特任講師
- 元西日本新聞記者 馬場 周一郎

9-11 けいきょう Law School

- 復職可能であるとの主治医の診断結果を認め、休職期間満了による自然退職を無効とした例
- 徳永・松崎・斉藤法律事務所 弁護士 永原 豪

12 トピックス

- ・事例に学ぶ、副業人材活用法 (一月会)
- ・セクハラ・パワハラの対応方法を確認 (経営法務研究会)

13-14 インフォメーション

- ・セミナー ・法律相談 ・事務局相談 ・会務報告

裏表紙 欧州視察 参加者募集



## よかばい・かえるばい企業、参加事業所募集／福岡県

福岡県は、若者、女性、高齢者など多様な人材が多様な働き方を選択でき、その意欲と能力を発揮できる「魅力ある職場づくり」を目指して、県内企業が働き方を見直すための取組を宣言し実行する「福岡県働き方改革実行企業（よかばい・かえるばい企業）」の参加企業を募集している。

福岡県のポータルサイト上で自社の取組を求職者へアピールしたり、採用活動において、働き方改革に取り組む企業としてPRすることができるなどの参加特典がある。

参加申し込みや詳しい内容は、「福岡県働き方改革推進事業ポータルサイト」をご覧ください。

<https://hatarakikatakaeru.pref.fukuoka.lg.jp/>

## 「STOP！死亡災害 安全第一 先取り運動」を実施／福岡労働局

福岡労働局は、リスクアセスメントや危険予知活動などの安全先取り型の活動が徹底されず、墜落、土砂崩壊、機械巻き込まれ、重機災害、フォークリフト災害、クレーン災害等の従来型の典型的な災害が多く発生しているとして、標記運動を展開し、死亡災害の撲滅を訴えるとしている。

安全先取り型の活動徹底とともに、「死亡災害防止10則チェックリスト」の活用を呼びかけている。

### 死亡災害防止10則チェックリスト

- ① 高所からの墜落・転落災害の防止
- ② 車両系建設機械等との接触災害の防止
- ③ 土砂崩壊災害の防止
- ④ クレーン災害の防止
- ⑤ 機械はさまれ・巻き込まれ災害の防止
- ⑥ フォークリフト災害の防止
- ⑦ 荷役災害の防止
- ⑧ 交通災害の防止

⑨ 有害物との接触災害の防止

⑩ 熱中症の防止

## 「日曜労働相談会」を実施／福岡県

福岡県は、電話や面談で使用者及び労働者から労働相談に応じる「日曜労働相談会」を実施することから、利用を呼びかけている。この相談会では、労働者からだけでなく、使用者からの相談も受け付けている。

日 時	6月22日(日) 10:00~18:00
会 場	・福岡労働者支援事務所 (福岡市中央区赤坂1-8-8) ・北九州労働者支援事務所 (北九州市小倉北区浅野3-8-1 AIMビル4階) ・筑後労働者支援事務所 (久留米市合川町1642-1) ・筑豊労働者支援事務所 (飯塚市新立岩8-1)
予 約	福岡県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/2025-6nichiyouroudousoudankai.html>

## 「『選ばれる企業』になるための『働き方改革』セミナー」を実施／福岡県

福岡県は、企業の職場の魅力向上や人材確保を支援するため、育児・介護休業法改正の最新情報や制度の導入・活用事例等を解説する標記セミナーをオンラインで開催することから、参加を呼びかけている。詳細は次の通り。

日時・内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6月25日(水) 新しい時代の働き方改革！具体的な進め方</li> <li>・ 7月15日(火) 男女がともに活躍できる魅力ある職場とは</li> <li>・ 7月29日(火) 社労士が教える具体例とスムーズな制度導入方法</li> <li>・ 8月21日(木) 育児・介護休業法の改正について</li> <li>・ 9月18日(木) 人口減少時代の採用力向上セミナー</li> </ul>
参加費	無料
形式	オンライン (Zoom ウェビナー)
申込	専用ホームページより、お申込み下さい。

<https://fukuoka-hatarakikata.com/>

## 地域版的資本経営コンソーシアムを開催／経済産業省

経済産業省は、人手不足の解消など、各社の「人」に関する課題の解消に向けた取組に関する情報共有や企業間交流を実施し、各企業の課題解決に向けた取組を後押しするため、標記コンソーシアムを開催することから、参加を呼びかけている。

テーマは、「人手不足や事業構造の転換に向けた従業員の学び直し」。人的資本経営の概要についての解説や、具体的な取組事例の紹介、参加企業間での情報交換を行なう。

日時	令和7年7月7日(月) 14:00~16:30
会場	TKP 博多口カンファレンスセンター
参加費	無料
申込	専用ホームページをご覧ください。

<https://hcm-consortium.go.jp/topic>

## 6月は「外国人雇用啓発月間」／厚生労働省

厚生労働省は、6月1日からの1か月間を「外国人雇用啓発月間」とし、「知って、守って、みんなで活躍～外国人雇用はルールを守って適正に～」を今年の標語に、適正な外国人雇用を呼びかける。

同省によると、外国人の就労形態は、派遣・請負が多く、雇用が不安定な場合や労働・社会保険関係法令が遵守されていない事例などがみられる。この啓発月間を通して、事業主を対象に労働条件などルールに則った外国人の雇用や外国人労働者の雇用維持・再就職援助などについて積極的な周知・啓発活動を行うとしている。

なお、福岡労働局における外国人雇用の届出状況(令和6年10月末現在)によると、外国人労働者数は76,199人(前年比11,209人、17.2%増)、外国人を雇用する事業所数は12,330か所(同981か所、8.6%増)となっている。

## 労働災害発生状況を公表／厚生労働省

厚生労働省は、令和6年の労働災害発生状況を取りまとめ、公表した。

令和6年1月から12月までの新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除いた労働災害による死亡者数は746人(前年比9人減)で過去最少となった。休業4日以上死傷者数は135,718人(同347人増)と4年連続で増加した。

新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害による死亡者数は1人(同3人減)、休業4日以上死傷者数は15,196人(同18,441人減)となった。



# 第80回定時会員総会、特別講演会を開催

当協会は5月22日、第80回定時会員総会、特別講演会を開催した。

総会では、倉富純男会長の開会挨拶の後、服部誠太郎福岡県知事、千葉登志雄福岡労働局長が来賓挨拶を述べた。その後、事務局から「2025年度事業計画及び予算」について報告がなされた。審議事項としては、「2024年度事業報告(案)及び決算(案)」が原案通り、異議なく了承された。

講演会では、エコノミスト・BRICs経済研究所代表の門倉貴史氏が「今後の世界情勢と日本経済」と題して講演を行った。

その後、懇親会を開催し、会員どうし親睦を深めた。



議長として議事進行を行なう倉富会長



来賓挨拶を述べる服部福岡県知事



来賓挨拶を述べる千葉福岡労働局長



特別講演会講師の門倉氏

令和7年6月1日に  
改正労働安全衛生規則が  
施行されます

# 職場における 熱中症対策の強化について

## 熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

### 職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが  
「初期症状の放置・対応の遅れ」

### 早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至させない  
(重篤化させない)ための  
適切な対策の実施が必要。**

基本的な考え方

見つける

判断する

対処する

### 現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

**1** 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

**2** 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、  
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等  
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で  
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。  
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。

**(一社) 日本経済団体連合会 集計**  
**2025年 春季労使交渉・大手企業業種別回答状況** [了承・妥結含] (加重平均)

[第1回集計]

2025年5月22日

業 種	2025年			2024年	
	社数(社)	回答・妥結額(円)	アップ率(%)	妥結額(円)	アップ率(%)
非 鉄 ・ 金 属	8	20,796	6.21	20,595	6.42
食 品	6	19,933	5.46	18,107	5.10
織 維	13	19,435	5.61	18,486	5.50
紙 ・ パ ル プ	3	17,578	5.52	14,590	4.70
印 刷	2	18,458	5.59	16,343	5.17
化 学	17	(従) 20,845	5.84	16,728	4.81
鉄 鋼	9	20,043	5.79	37,528	12.04
機 械 金 属	4	21,202	6.08	22,141	6.67
電 機	9	(従) 18,998	5.15	(従) 16,658	4.75
自 動 車	8	16,957	4.72	18,081	5.19
造 船	3	20,918	5.94	25,324	7.61
建 設	4	(従) 30,946	5.64	(従) 31,384	5.85
商 業	3	(従) 15,368	3.73	(従) 14,769	3.69
鉄 道	3	(従) 19,173	5.47	(従) 15,479	4.61
運 輸	1	—	4.04	—	3.13
情 報 通 信	3	23,900	7.97	28,913	10.03
航 空	1	—	5.87	—	5.70
総 平 均	97	19,342 (19,375)	5.38 (5.55)	19,835 (19,150)	5.75 (5.71)
製 造 業 平 均	82	18,985 (19,081)	5.34 (5.58)	20,185 (18,799)	5.95 (5.74)
非 製 造 業 平 均	15	20,234 (20,985)	5.48 (5.41)	18,978 (21,066)	5.30 (5.58)

- (注) 1) 調査対象は、原則として従業員500人以上、主要22業種大手244社  
2) 21業種160社(65.6%)の回答を把握しているが、うち63社は平均金額不明などのため集計より除外  
3) 平均欄の( )内は一社あたりの単純平均  
4) (従)は従業員平均の数値を含む  
5) 集計社数が2社に満たない場合など数字を伏せた業種があるが、平均には含まれる  
6) 上記回答・妥結額は、定期昇給(賃金体系維持分)等を含む  
7) 2025年の回答・妥結額とアップ率は、2024年の集計企業の数値(同対象比較)

# 世間漫録

column note

## 白髪頭のジジ放談

Vol.183

2025年4月25日付の中国共産党機関紙、人民日報系の環球時報英語版は、中国海警局の職員のグループが南シナ海の南沙（英語名スプラトリー）諸島にある鉄線礁に上陸して中国国旗を掲げたと報じ、写真を掲載した。南シナ海で領有権を巡り対立するフィリピンを牽制し、実効支配を強める狙いがある。

（共同通信）

南シナ海における中国の横暴は次元を超えている。その手法は幼稚で単純である。狙いをつけた岩礁や浅瀬を少しずつ埋め立てていく。サビナ礁でも砕けたサンゴが山のように沈んでいるのがフィリピン沿岸警備隊によって発見されている。これらのサンゴ礁が埋め立ての基礎材料となっているはずである。

比は「蠮螋の斧」か

## 「野盗国家」

## に立ち向かうその覚悟

世界各国からの批判に対し、中国は独りよがりの九段線の理屈で支配を正当化する。九段線とは中国が南シナ海での領有権を主張するため、地図上に一方的に設定した境界線のこと。

かつて李承晩韓国大統領が設定した「李ライン」と考えたら分かりやすい。歴史的にも法的にも根拠がないどころか、国際法にも違反している。U字型の破線をなし、南シナ海のほぼ全域を囲む。その形から「U字線」、あるいは共産党独裁の中国から伸びる「赤い牛の舌」とも呼ばれる。

関係国は折に触れ、中国の傍若無人ぶりを批判、牽制してきた。23年9月には日米豪印4か国の協力枠組み「クワッド」の首脳会合を開き、「法の支配に基づく国際秩序の堅持を目指す」との共同声明を採択した。南シナ海での中国の威圧的行動に「深刻な懸念を表明する」と明記した。しかし、こんな文言を表明したところで無力でしかない。

「九段線の根拠はない」との国際常設仲裁裁判所の判決を「紙くず」と吐き捨て、国際法など眼中にも入れない「野盗国家」に歩み寄りを期待するのがそもそも幻想なのだ。老生は、南シナ海での中国の悪行はいずれ東シナ海・尖閣諸島で現実化する、と繰り返し主張してきたが、尖閣での最近の動きはそれを証明しているではないか。その一因は旧民主党政権にある。

## 比に遠く及ばぬ日本の自衛決意

鳩山由紀夫政権は、東シナ海を「友愛の海」といい、米国排除の「東アジア共同体」を提唱して中国に擦り寄った。菅直人政権も海上保安庁の巡視船に体当たりした中国漁船の船長を釈放するなど弱腰に終始した。自民党、公明党の「言うべきことを言わない」過度な対中配慮も中国側の判断を誤らせ、逆に緊張を招く要因となっている。

4月27日、中国海警局の報道官は、警告と制止を無視して海南沙群島の鉄線礁に「不法上陸」したフィリピン側6人を法によって取り調べて処置したと発表した。この小さな礁は南沙諸島の一部で、フィリピンの軍事拠点があるティトゥ島の近くに位置している。

「蠮螋の斧」とは、弱いものが自分の力量もわきまえず、強敵に向かうことを指す。中国は南シナ海でのフィリピンの行動をこの故事で揶揄するが、つけ上がるのいい加減にした方がいい。世界は、棍棒を振り回す「狂暴国家」に敢然と立ち向かうフィリピンに自存自衛のあるべき姿を見ている。

23年統計で、日本のGDPは4兆2千億ドルの世界第4位。これに対し、フィリピンのそれは4千3百億ドルの34位。日本とフィリピンの国力は比べようもない。しかし、自国の領土、領海、領空は絶対を守るその覚悟において、日本はフィリピンの気迫に遠く及ばない。一寸の虫にも五分の魂という。無念にも、いまの日本にはその五分の魂すらない。

## 「トランプ関税」はグローバリズムの帰結である

いまこそ「三方よし」の  
社会経済学成長  
からの  
転換悲観  
からの  
脱出鬱屈  
からの  
解放

(公財)人権教育啓発推進センター  
 特任講師  
 元西日本新聞記者  
 馬場 周一郎

「トランプ関税」の波紋は収まらず、世界経済への影響はじわりと広がっている。国によって関税率を上げ下げし、あるいは実施を先延ばすといった相手の出方を巧妙に窺うトランプ米大統領の狙いは、二国間のディール（取引）に持ち込むことにある。

## 唯我独尊の破天荒な政策なのか

一連の動きを取り上げた新聞の社説や経済学者の評論を丹念に読み込んだが、圧倒的に目についたのはトランプ氏を「自由貿易の破壊者」とする批判的言説である。だが、いまトランプ氏に自由貿易の大切さや正義を懸命に説いても、彼が“改心”して平和的な局面が訪れるとは思えない。トランプ氏にとって自由貿易は理想でも正義でもなく、歴史や道理などに興味はない。唯一の関心事は米国の貿易赤字を解消して経済を立て直し、「黄金の米国」を復活させることなのだから…。

そのための最も効果的な手段が、関税政策なのだ。それに対し、ルール破りの常習国・中国が「自由貿易の理念に反する」と自由貿易体制の守護神のようにして攻撃してくるのは、まさに「どの口が言うか！」なのだ。トランプ氏は「中国こそ米国と世界をしゃぶり尽くす首魁」と断じる。中国の声高なトランプ氏批判は、そのボルテージが上がれば上がるほど「トランプ圧力」に悶える声にも聞こえる。

「トランプ関税」を考えるとときに陥りがちなのは、これがドナルド・トランプという唯我独尊の非常識な人物による破天荒な政策—との見方だ。本当にそうだろうか。そのことにずっと思いを巡らせていたところ、京都大学名誉教授の佐伯啓思氏が朝日新聞（2025年3月29日）に寄せた「異論のススメ」で、私のモヤモヤ感を解消してくれるヒントを見つけた。佐伯氏は以下のように言う。

- ▼「トランプ氏が民主主義を破壊し、それで米国が二つに分断したとの見方があるが、そうではない。すでに存在していた米国社会の分断や民主主義政治の機能不全がトランプ大統領を誕生させた」
- ▼「それと同じことが、今回の関税政策でもいえる。トランプ氏が自由貿易体制を破壊したのではなく、グローバリズムのもとですでに自由貿易体制がうまく機能しないがゆえにトランプ氏の強硬な政策が顕在化したのだ」
- ▼「トランプ現象を特異で、変則的な事態と見ているだけでは真に重要な点が看過されると思う」

## 制御不能のモンスターになった

佐伯氏の言う「真に重要な点」と何か。ひと言で表現するならば、グローバリズムである。冷戦後の世界は、モノのみならず、資本、情報、技術、人などのボーダレスな市場競争によって経済成長を目指してきた。新自由主義や市場中心主義は、国家の介入や役割を減らす（「小さな政府化」）を唱え、米国がこの政策の旗を掲げることで、冷戦後の世界における経済的覇権を確立しようとした。

1980年代の「サッチャリズム」や「レーガノミックス」は、まさに「小さな政府」の代表格である。規制緩和などあらゆる経済活動をマーケット・メカニズ

ムの調整に委ねることが経済効率の向上とダイナミズムをもたらすという考えは日本にも波及し、90年代から始まった構造改革路線の「錦の御旗」となる。

資本主義経済は、ありとあらゆるものに「値札」が付いている。グローバル資本はそれぞれの値札を比較し、どれが得かを基準に動く。かつては政治的、技術上の制限があって国境を超えて資本やモノ、人が自由に移動することはできなかった。ところが、IT革命によって、世界を結びつける情報通信技術が花開いた。

グローバル・マーケットが現実のものとなり、安い労働コストを求めるグローバル資本は生産地を発展途上国に流れ込ませていく。米国や日本では産業の空洞化が進み、賃金は据え置かれるか、カットされた。あるいは金利の低い国で調達した資金を高利回りの国に投資するようなことになる。

かくして、資本主義というタービンはグローバリゼーションによって、人類史上かつて例をみないほど高速に、そしてパワフルに回転するようになったのである。グローバル化で国境という「くびき」がなくなったことで、資本主義は制御不能のモンスターになってしまったといえる。

## 失われる米国の「おおらかさ」

グローバルな市場競争は、新自由主義や市場中心主義が唱えた当初の予想とはまったく異なる結果をもたらした。

- (1) グローバルな金融政策はきわめて不安定となり、2008年のリーマン・ショックを引き起こした。
- (2) グローバル競争は所得格差、資産格差を生み出し、国民を階層的に分断した。
- (3) グローバル競争は国家の退場どころか、国家による成長戦略や保護貿易へと行き着いた。
- (4) 共産党が支配する専制国家の中国がグローバル競争の勝者となり、各国経済が中国抜きでは成り立たなくなった。

この現実を直視すれば、我々はグローバリズムという幻想に囚われてきたことことに気づく。グローバル化こそが世界を豊かにするという幻想である。

各国の国境が消滅したはずのグローバリズムの真ん中で、国家間の激しい競争が生じているのだ。そう考

えると、米国の「保護主義」＝「トランプ関税」は、自由貿易への挑戦というよりも、それ自体がグローバリズムの帰結というべきであろう。

新自由主義やグローバル資本主義は、経済学的にはそれなりの合理性があっただろう。日本の構造改革にも一定の意義と成果を認めるのは決してやぶさかではない。しかし、結果として「より多く儲けたものが勝ち」、裏を返せば「稼げない人間は負け組」との人間観、社会観を生んだ。

自由競争の中で上手にカネを稼ぐことが資本主義の公理であり、その競争に敗れて仕事や地位、財産を失うのは自己責任。この発想は格差の拡大は正当化しても、それを是正してみなが幸福な社会、みなが心豊かに暮らせる地球をつくろうといった人間的な情感は残念ながら見つけられない。

第2次大戦後の米国は、ヨーロッパの諸大国に代わって「平和と自由の守護神」という自他ともに認めるリーダーとして、世界に君臨する覇権国家となった。しかし、戦後80年のときを経て、米国が本来備えていた「おおらかさ」「包容力」は後退しつつある。

サブプライム・ローン問題に象徴される「マネー・ゲーム」の横行と破たん、あるいは貧富の差の拡大など米国社会の矛盾についてはさまざまな形で報告、論評されている通りである。「トランプ関税」が、問うものは何か。それはグローバリゼーションの単純否定ではなく、それが内包する思想、価値観のどこに問題があるのか<sup>そじょう</sup>組上に乗せねばならない。そもそも経済成長は私たちを幸せにするのか、という根源的な問いである。「トランプ関税」の是非には、その視点が不可欠のように思える。

## Profile

ぼ ぼ しゅういちろう  
馬場 周一郎

1950(昭和25)年、福岡県出身。  
72年、西日本新聞社に入社。社会部の事件記者を経て、東京支社政治経済部で首相官邸、自民党、日本銀行、経済産業省などの取材を重ねた。現在はフリーの立場で、月刊誌に政治、経済、社会、人権についての時事コラムを執筆する一方、各地で講演活動を続けている。  
主な著書に『2050年一変わる日本変わる社会』(人権教育啓発推進センター)



### 復職可能であるとの主治医の診断結果を認め、休職期間満了による自然退職を無効とした例

— 東京都葬祭業協同組合事件  
(東京地判(令和6年9月25日)【労経速2575号3頁】) —

弁護士 永原 豪



◆執筆者のご紹介  
ながはら ごう  
平成13年弁護士登録  
徳永・松崎・斉藤法律事務所(福岡市)

#### 1 はじめに

私傷病休職に入った労働者が休職期間満了前に復職を希望するケースにおいて、当該労働者は治癒しており復職を可とする主治医の判断と治癒は認められず復職は不可とする産業医あるいは会社の指定する医師(指定医)の判断が対立し、企業としてどのように対応すべきか判断に苦慮することが実務上少なくない。休職期間満了前における復職可否に関して主治医と指定医との判断が対立した事案において、指定医の判断を採用して自然退職とした企業の対応が無効であると判断した事案について紹介する。

#### 2 事案の概要(原告をX、被告をYとする)

2014.3	XとYが労働契約を締結
2019.7	Xが主任に昇格
2021.3	Yの理事長がXに対し4.1から主任から降格する旨通告
2021.4.2~5.21	Xが年次有給休暇を取得(5.21まで)。その後入社せず
2021.4.6	Xが主治医から適応障害と診断される。主治医は「抑うつ、気

力低下、不眠、全身倦怠感があるため5月7日まで休務を要する」旨の診断書を作成

2021.4.13 & 20

Xが主治医の診察を受け、主治医は、「抑うつ、気力低下、不眠、全身倦怠感が持続しているため6月30日まで休務を要する」旨の診断書を作成

2021.6.9

Yが「特別な事情」(就業規則36条3号)があるとしてXに対して6月30日までの休職命令発令(その後Xから1か月ごとに適応障害(抑うつ)のため休務を要する旨の診断書が提出され、Yはその都度休職を命じるとともに、復職可否を判断するために指定医での診断を受け診断書を提出するよう求めた。(休職期間は11月30日まで))

2021.11.24

Xが主治医の診察を受け、主治医は「抑うつ、不眠、全身倦

怠が改善し、12月1日より復職可能であることを認めます。なお、復職時、職場環境の改善を同時に行うことが推奨されます。」と記載した診断書（本件診断書）を作成

2021.11.29 XがYに対し本件診断書と復職届を提出

2021.11.30 YはXに対し、「特別の事情がある」として、12月14日までの休職を命じるとともに、復職の可否を判断するため会社の指定する指定医で受診して診断書を提出するよう指示

2021.12.6 Xは、指定医の診察を受け、指定医から「一時的な回復の可能性が考えられることから、このまま仕事を続けるのは難しい」「同日から1か月間の環境調整・通院過料・服薬指導をする必要がある」などと診断され、その旨が記載された診断書をYに提出

2021.12.14 Yは休職事由が消滅していないとして、Xは休職期間満了による自然退職。Yは、この判断に当たって主治医にXの病状について照会せず。

（自然退職の有効性判断に関係しない時系列については省略）

### 3 裁判所の判断

#### (1) 結論

Y敗訴

主治医の本件診断書のとおり2021年12月1日時点で適応障害は回復し、休職事由は消滅

していたと認められるので、本件自然退職は無効であり、本件労働契約は終了しない。

#### (2) 理由（休職事由が消滅したかどうか）

##### ①原告の回復状況について（治癒しているといえるか）

主治医が2021年12月1日時点において休職事由となる疾病は治癒したと判断していること、Xの尋問における供述内容と主治医の作成した診療録の記載が整合すること等から2021年12月1日時点でXは従前の職務を通常の数度に行うことができる程度にまで回復していたと認められる。

##### ②休職事由の有無と通院・服薬の必要性について

傷病が従前の職務を通常の数度に行うことができる程度にまで回復していれば休職事由が消滅したといえ、それ以上に症状が消失することや通院・服薬の必要がなくなるまで求められるものではない。

##### ③指定医の診断結果について

休職事由が消滅しているかどうかは自然退職の効力に直結する事項であるから就業規則の内容にかかわらず、主治医の診断書等の資料が提出されている場合にYの指定医の診断結果のみをもって直ちに休職事由が消滅していないものと取り扱うことは許されない。

指定医は一時的な回復の可能性が考えられるとして就労が困難である旨診断しているが、指定医の作成した診断レポートには2021年4月から11月までのXの症状の経過は特に記載されておらず、指定医がXの症状の経過を詳細に聴取したとわかれなことを踏まえると指定

医の判断は抽象的な懸念を指摘するものとみるべきであって、この診断をもってXの症状が従前の職務を通常の数度に行うことができる程度にまで回復していたことを否定することは相当でない。

#### 4 考察（主治医と指定医の診断結果が異なる場合の対応）

##### (1) 主治医と指定医の意見が異なる場合の留意点

本件においては主治医と指定医との意見が異なる事案において、復職に当たっては「指定した医療機関で受診させ、その結果によって復職の是非を判断するものとします。」との就業規則の定めを根拠として、主治医への医療情報照会を一切行わず、指定医の見解を採用したことが、本件自然退職が無効とされた大きな理由となっていると思われる。

専門家の意見が相反する場合、企業としては安易に指定医の判断を優先させることは不適切であり、少なくとも主治医に対してアクセスをしたうえで医療情報を入手し、主治医と指定医の診断内容の信用性を検証することが求められていると考えるべきである。他の裁判例（ホープネット事件・東京地判令和5年4月10日労経速2549号3頁）においても、主治医から詳細な診療経過に関する情報提供を受けて、服薬量や治療経

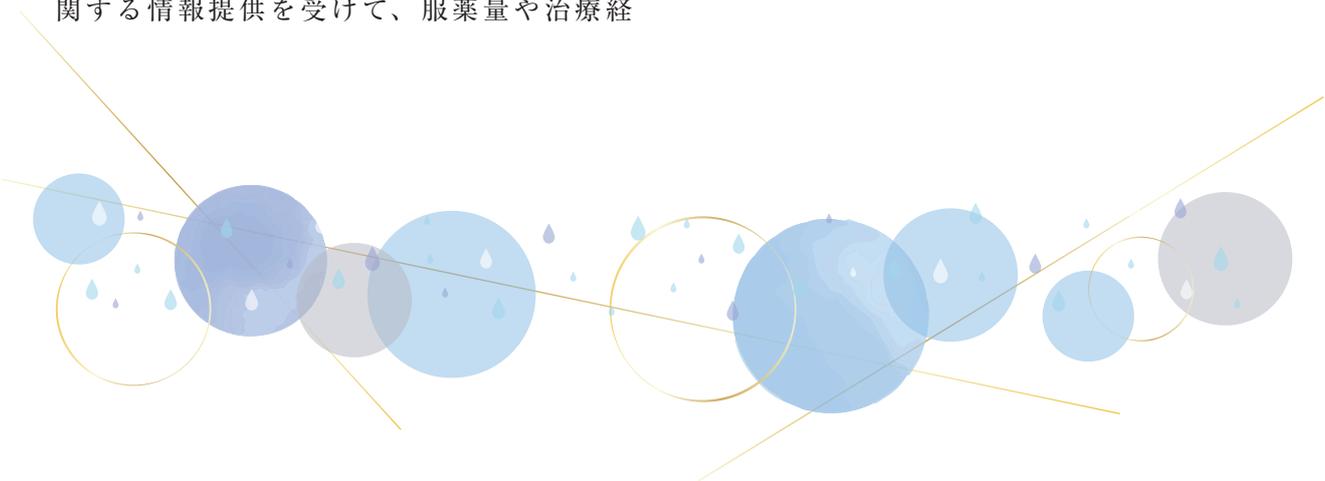
過等の客観的な情報を踏まえたうえでなされた産業医の判断の信用性が高いと判断されている。

##### (2) 主治医へのアクセスについて（本人同意の取得方法）

主治医から医療情報の提供を受けるためには、同情報が個人情報に該当するため、労働者本人の同意を得る必要がある。実務的には、労働者から情報提供についての同意書を取得したうえで主治医に対してアクセスする必要がある。

主治医へのアクセスを実現させるための一方策として、就業規則において企業が主治医との面談（あるいは情報提供）を求めた場合に、労働者はその面談（あるいは情報提供）の実現のために協力する旨の定めを置いておくことも検討すべきである。なお、主治医以外の指定医に関する診断を命じることができるとの規定がない企業においては合わせてかかる当該規定を定めておくことをお勧めしたい。

このような規定をおいたとしても本人が同意しない場合には主治医へのアクセスはできないことになるが、復職可否の判断においてかかるプロセスを経たうえでの判断であるかどうかは裁判所の心証に影響を与える事情の一つとして重要である。



## 一月会

### 事例に学ぶ、副業人材活用法

一月会（会員企業の人事・労務関係の役員・部長等による勉強会）は5月14日、「事例に学ぶ、副業人材活用法」をテーマに例会を開催した。

福岡県人材プロフェッショナル人材センターサブマネージャーの有馬紀顕氏は、地域中小企業に必要な人材を民間人材ビジネス事業者やパートナーシップを結ぶ大企業に取次ぎ、人材のマッチングをお手伝いする内閣府事業について、副業人材を受け入れる企業のメリット等を挙げながら紹介した。

続いてトヨタ自動車九州（株）人財開発部キャリア自律推進グループ長の松岡義幸氏が、ミドルシニアのキャリア自律のきっかけをつくる社外兼業制度について事例紹介を行った。



## 経営法務研究会

### セクハラ・パワハラに対応方法を確認

5月12日、会員企業の人事担当者及び弁護士が労働法の研究発表・情報交換を行う経営法務研究会を開催した。講師は、三浦・奥田・杉原法律事務所の杉原知佳弁護士。

講師は、企業でセクハラ・パワハラが起きた際の対応方法や手順について解説した。参加企業は自社の事例を報告した。



きっとみつかる いい人、いい仕事

人材の紹介と  
再就職支援を  
全力サポート！

即戦力

苦境時

費用は  
無料

job sanko  
ジョブ産雇



サイジョブさん

全国47都道府県に  
事務所を設置

設立以来、  
26万人の再就職・  
出向の支援実績

相談・紹介・仲介・  
斡旋の費用は無料

お問い合わせ先

公益財団法人 産業雇用安定センター（ジョブ産雇）

福岡事務所 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前2-1-1 福岡朝日ビル6階 ☎092-475-6295

北九州駐在 〒802-0001 北九州市小倉北区浅野3-8-1 AIMビル2階 ☎093-531-7806

ご利用時間 9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

<https://www.sangyokoyo.or.jp>



## 福岡経協セミナー

セミナーの申込方法など詳細につきましては、ホームページをご覧ください。

### ●社会保険手続の実務

社会保険制度に関する基礎知識から届け出などの実務手続までを解説いたします。

日時：6月18日(水) 9:30~16:30  
会場：電気ビル共創館 3階 Cカンファレンス  
講師：みちしる社会保険労務士事務所  
特定社会保険労務士 久地石 富起子 氏  
参加費：会員 12,000円/一般 18,000円

### ●第1種・第2種衛生管理者受験対策講座

合格請負人として有名な(株)ウェルネットの専任講師を招いて、2日間で合格レベルまで導く受験対策講座を企画しました。

日時：7月9日(水) 9:20~17:30  
10日(木) 9:30~17:30  
※第2種の方は、2日目12:30で終了します。  
会場：電気ビル本館 地下2階 7号会議室  
講師：(株)ウェルネット 専任講師 山根 裕基 氏  
参加費：第1種29,700円/第2種27,500円(税込)

### ●第1種・第2種衛生管理者受験対策講座 (北九州開催)

合格率89.2%を誇り資格試験合格請負人として有名な(株)ウェルネットの専任講師が2日間で合格レベルまで導きます。

日時：〔1日目〕9月10日(水)  
9:20~17:30  
〔2日目〕9月11日(木)  
9:30~17:30\*  
※第2種の方は2日目12:30で終了  
会場：新小倉ビル本館地下1階 5号会議室  
講師：(株)ウェルネット専任講師 酒井 恒 氏  
参加費：第1種29,700円/第2種27,500円  
(税込)

### ●給与実務の法的留意点

給与担当者、管理者、事業主が知っておくべき法律上の決まりや実務の留意点を分かりやすく解説します。

日時：9月17日(水) 9:30~16:30  
会場：電気ビル共創館 3階 Cカンファレンス  
講師：みちしる社会保険労務士事務所  
特定社会保険労務士 久地石 富起子 氏  
参加費：会員 12,000円/一般 18,000円(税込)

〈問合せ〉福岡県経営者協会事務局

☎092-715-0562

## 産訓九州セミナー

### ●若手社員活性化セミナー

日時：7月23日(水)~24日(木)  
会場：アクロス福岡 5階 501室  
受講料：会員33,000円/一般39,600円  
(消費税込み)

### ●中堅社員パワーアップセミナー

日時：(前半)9月12日(金)  
(後半)9月19日(金)  
会場：アクロス福岡 5階 503室  
受講料：会員35,200円/一般41,800円  
(消費税込み)

### ●TWI-JITトレーナー養成コース「仕事の教え方」

日時：10月6日(月)~10日(金)  
会場：天神ビル11階 7号室  
受講料：会員154,000円/一般187,000円  
(消費税込み)

〈問合せ〉日本産業訓練協会・九州

☎092-715-0568

# 法律相談 事務局相談



## 弁護士による無料法律相談

ご担当いただく弁護士は「経営法曹会議」に所属する方々です。福岡経協の会員以外の方でも、会員の関連・協力企業等で、会員のご紹介により無料でご相談に応じます。

労働法に限らず、会社関係法などについてもお気軽にご相談ください。

### 【福岡地区】

6月26日(木) 14:00~17:00	<b>三浦 正道</b> 弁護士 (三浦・奥田・杉原法律事務所)	
7月24日(木) 14:00~17:00	<b>渡邊 洋祐</b> 弁護士 (渡辺通法律事務所)	

〈会場〉福岡県経営者協会事務局 (裏表紙地図参照)

### 【北九州地区】

10月9日(木) 14:00~17:00	<b>阿部 哲茂</b> 弁護士 (阿部哲茂法律事務所)	
-------------------------	---------------------------------	---

〈会場〉弁護士法人大手町法律事務所  
(北九州市小倉北区大手町11-3 大手町アイビスクエア3F)

- 緊急の場合は、上記日時以外でも対応いたします。
- お申込みは、相談日の前日午前中までに事務局へお電話にてお願いします。
- 上記日程の他、ご要望により、当協会の顧問弁護士をご紹介いたしております。

### 福岡経協顧問弁護士(敬称略)

阿部 哲茂	家永 由佳里	石橋 英之	熊谷 善昭
桑野 貴充	古賀 和孝	斉藤 芳朗	杉原 知佳
徳永 弘志	中野 敬一	中野 昌治	永原 豪
花島 正晃	松崎 隆	三浦 正道	山本 紀夫
渡邊 洋祐			

## 社労士による無料労務相談

福岡経協の会員以外の方でも、会員の関連・協力企業等で、会員のご紹介により無料でご相談に応じます。

諸規定の整備などお困りのことがございましたら、ぜひご利用下さい。

担当：社会保険労務士法人・行政書士法人アドバンス所属の社会保険労務士

日時：平日9:00~17:00

会場：社会保険労務士法人・行政書士法人アドバンス (福岡市中央区舞鶴2丁目2-11 富士ビル赤坂8F)

申込方法：事務局へお電話ください。

## 事務局相談

福岡経協では、人事労務管理や賃金などについて随時ご相談に応じています。お気軽にご相談ください。

〈問合せ〉福岡県経営者協会事務局

☎092-715-0562

## 会務報告

2025年5月

\*太字……当協会主催行事

\*細字……経団連の行事および当協会が行政等から委嘱された委員として出席した行事など

- 8日 **定例無料法律相談 (北九州地区)**
- 12日 **経営法務研究会**
- 14日 **一月会**
- 15日 **労働保険手続の実務**
- 20日 **福岡労働者災害補償保険審査参与会**
- // **経団連地方・業種団体情報連絡会**
- 22日 **定時会員総会・特別講演会・懇親会**
- 27日 **紫水会**
- 29日 **定例無料法律相談**

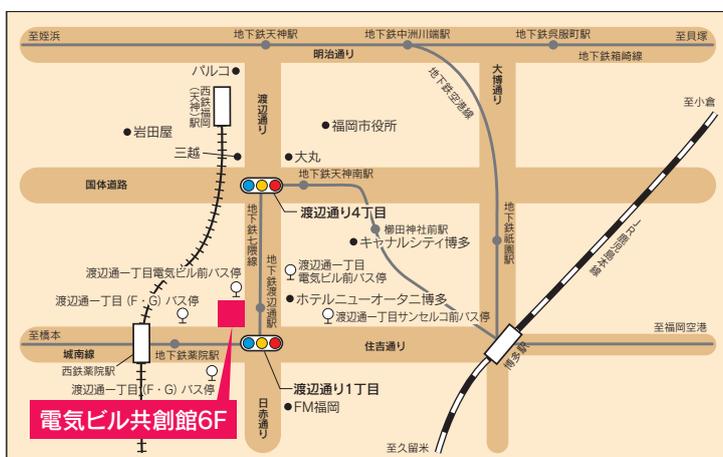
# 欧州視察 参加者募集

下記の通り欧州視察を実施いたしますので、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

日程：2025年9月3日(水)～9月11日(木)

訪問地：ヘルシンキ、ジュネーブ、パリ

※詳細は当協会ホームページの新着情報に掲載予定です。



## Access

### 博多方面から

**地下鉄** 「博多駅」から地下鉄七隈線「橋本」方面行きに乗車、「渡辺通駅」にて降車(電気ビル本館B2Fへ直通)

**バス** 「博多駅前A番」停留所より「渡辺通経由天神方面行き」に乗車または「博多駅前B、C、D番」停留所より「薬院駅方面行き」に乗車  
「渡辺通一丁目」停留所降車すぐ

### 天神方面から

**西鉄天神大牟田線** 「西鉄福岡天神駅」から大牟田方面行きに乗車、「薬院駅」降車徒歩5分

**地下鉄** 「天神南駅」から地下鉄七隈線「橋本」方面行きに乗車、「渡辺通駅」にて降車(電気ビル本館B2Fへ直通)

**バス** 「天神北(ノース天神前)」、「天神コア前7B」または「天神大丸前4C」から乗車、「渡辺通一丁目」停留所降車すぐ

## 福岡県経営者協会

〒810-0004 福岡市中央区渡辺通2-1-82 電気ビル共創館 6階 TEL.092-715-0562 FAX.092-781-4149

ホームページ <https://www.fukuoka-keikyo.jp/>